

岐阜県公報

第二千三百四十七号
平成二十四年五月二十二日

(火曜日)

目次

告示

- 救急病院の申出の撤回 (医療整備課) 三三三三
- 医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定 (地域福祉国保課) 三三三三
- 指定医療機関の廃止の届出 (同) 三三四
- 指定医療機関の名称等の変更の届出 (同) 三三四
- 道路の区域変更 (道路維持課) 三三五

公示

- 登録販売者試験の実施 (薬務水道課) 三三五
- 土地改良事業の工事の完了 (農地整備課) 三三七
- 岐阜都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 三三七
- 土地改良区の定款の変更認可 (下呂農林事務所) 三三七

告示

岐阜県告示第二百四十一号

次の医療機関から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十四年五月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名 所在地 撤回年月日

岐阜県厚生農業協同組合連合会久美愛厚生病院 高山市大新町五丁目六八番地 平成二四・四・三〇

岐阜県告示第二百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

| 名称 | 開設者 | 所在地 | 指定年月日 |
|------------------------------|------------------|---------------------|----------|
| 田ノ井医院 | 田ノ井久子 | 多治見市豊岡町三三四 | 平成三・三・九 |
| 本多医院 | 本多昌枝 | 本巣郡北方町北方三一五 | 平成三・三・三 |
| いとろレディースケ アクリニツクアネツクス | 医療法人慈愛会 | 瑞穂市別府字堤内五ノ町 一三二七 | 平成三・三・三 |
| ルーン調剤薬局 | 有限会社文栄堂 | 羽島郡笠松町田代天神二 四七 | 平成四・一・一 |
| 薬局はーばす高富店 | 有限会社文栄堂 | 山県市高富二二五七二 | 同 |
| 株式会社ウラタ薬局 仲町店 | 株式会社ウラタ 薬局 | 関市仲町二二二三 | 同 |
| 日本調剤笠松薬局 | 日本調剤株式会社 | 羽島郡笠松町田代二二五 三 | 同 |
| 伊藤歯科医院 | 伊藤雅之 | 中津川市坂下一七三三 | 同 |
| 城北整形外科クリニ ック | 坪口純和 | 大垣市桐ヶ崎町八〇 | 同 |
| みなみ薬局 | 有限会社セイコ ーファルマ | 各務原市鷺沼南町二一 二七 | 平成四・一・二五 |
| メンタルヘルスオフ イス穂積すこやか診 療所 | 河崎博 | 瑞穂市只越九〇七五 | 平成四・一・二〇 |

岐阜県告示第二百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年五月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

| 名称 | 開設者 | 所在地 | 廃止年月日 |
|------------------------------|-----------------------|---------------------|-----------|
| 福田薬局 | 福田澄子 | 高山市神明町四丁目九 | 平成三・一〇・三 |
| キクヤ薬局 | 安藤祐子 | 多治見市前畑町三七 五 | 平成三・二・三〇 |
| 郡上薬局 | 大和店 大洋薬品東海株 式会社 | 郡上市大和町剣八八二 | 同 |
| ヤナセ薬局 | 柳瀬徹明 | 揖斐郡池田町六之井一四 七三五 | 平成三・一〇・三 |
| 田ノ井医院 | 田ノ井貞治 | 多治見市豊岡町三三四 | 平成三・一〇・二四 |
| 東濃眼科 | 田口裕隆 | 瑞浪市北小田町二丁目一 七七番地 | 平成三・二・二〇 |
| 薬局はーばす高富店 | 有限会社エムユ ーリアル | 山県市天王二二五七二 | 平成三・三・三 |
| ルーン調剤薬局 | 有限会社ソウエ イル | 羽島郡笠松町田代天神二 四七 | 同 |
| 日本調剤笠松薬局 | 日本調剤株式会 社 | 羽島郡笠松町田代二五七 | 同 |
| 伊藤歯科医院 | 伊藤篤 | 中津川市坂下一七三三 | 同 |
| 城北整形外科クリニ ック | 坪口昇 | 大垣市桐ヶ崎町八〇 | 平成三・三・三 |
| メンタルヘルスオフ イス穂積すこやか診 療所 | 河崎博 | 瑞穂市只越九〇七五 | 平成四・一・二九 |

岐阜県告示第二百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により

平成二十四年五月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 試験の日時
平成二十四年九月五日(水)午後零時三十分から午後五時十五分まで
- 二 試験の場所
大垣市北方町五丁目五〇番地 岐阜経済大学
- 三 試験科目
 - 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
 - 2 人体の働きと医薬品
 - 3 主な医薬品とその作用
 - 4 薬事に関する法規と制度
 - 5 医薬品の適正使用と安全対策
- 四 出願書類
 - 1 受験願書(氏名の記載に当たっては、本人の署名によること。)
 - 2 写真(出願前三か月以内に正面から撮影した上半身、無帽、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び生年月日を記載したもの)
 - 3 受験資格を有することを証する書類
なお、受験願書等の書類は、県立保健所(保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。)及び岐阜県健康福祉部薬務水道課で、平成二十四年六月四日(月)から配布します。
- 五 受験資格
薬事法施行規則第百五十九条の五第二項に定める薬学の課程を修了した者又は実務経験等の条件を満たす者
- 六 受験手数料
一万五千円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納入してください(消印しないこと。)
- 七 願書受付期間
平成二十四年六月二十九日(金)から七月十三日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

- 八 願書受付場所
 - 1 県立保健所
 - 2 岐阜県健康福祉部薬務水道課
- 九 受験票の送付
受験者に対して、平成二十四年八月三十一日(金)までに岐阜県健康福祉部薬務水道課から直接受験票を送付します。
- 十 合格発表
平成二十四年十月十九日(金)午前十時
試験合格者の受験番号を県庁及び県立保健所の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに掲示するほか、合格者には合格証を送付します。
岐阜県庁ホームページ(薬務水道課)
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/yaku-isei-kansen/yakujijiyakkyokuhambai/>
- 十一 試験結果の提供
登録販売者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。
 - 1 提供する試験結果
登録販売者試験の総合得点及び科目別得点
 - 2 提供期間
平成二十四年十月十九日(金)から十一月十九日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前八時三十分から午後五時十五分まで(ただし、平成二十四年十月十九日(金)にあつては、午前十時から午後五時十五分まで)
 - 3 提供する場所
情報公開・個人情報総合窓口(県庁二階)、県立保健所の特別窓口
 - 4 提供を受けるために必要な書類
試験結果の提供を受けるためには、本人確認ができる次の書類が必要です。
 - (一) 受験票
 - (二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ
- 十二 問い合わせ先
岐阜県健康福祉部薬務水道課(電話〇五八 二七二 一一一内線二五七六)
岐阜保健所生活衛生課(電話〇五八 三八〇 三〇〇三)

岐阜保健所本巢・山県センター生活衛生課（電話〇五八 二六四 一一一内線三五二）
 西濃保健所生活衛生課（電話〇五八四 七三 一一一内線二六九）
 西濃保健所揖斐センター生活衛生課（電話〇五八五 二三 一一一内線二六一）
 関保健所生活衛生課（電話〇五七五 三三 四〇一内線三五七）
 関保健所都上センター生活衛生課（電話〇五七五 六七 一一一内線三五二）
 中濃保健所生活衛生課（電話〇五七四 二五 三一一内線三五六）
 東濃保健所生活衛生課（電話〇五七二 二三 一一一内線三五九）
 恵那保健所生活衛生課（電話〇五七三 二六 一一一内線二五五）
 飛騨保健所生活衛生課（電話〇五七七 三三 一一一内線三二一）
 飛騨保健所下呂センター生活衛生課（電話〇五七六 五二 三一一内線三五三）

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十四年五月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

| 事業の種類 | 施行に係る地区名 | 工事完了年月日 |
|----------|----------|-----------|
| ため池等整備事業 | 小高上地区 | 平成二四・三・一六 |

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画下水道

岐阜市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年五月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

| 土地改良区名 | 認可年月日 |
|-------------|----------|
| 下呂市萩原町土地改良区 | 平成二四・五・九 |

平成二十四年五月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社